

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更

青少年に有害な図書類の指定

土地改良法による換地処分

土地改良事業の認可

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

木材業者の登録

木材業者の登録の取消し

保安林の指定の解除予定(二件)

林業種苗法による生産事業者の登録

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(二件)

都市計画法第六十六条による告示(二件)

◇ 公 安 告 示

遊技機の型式の認定

◇ 正 誤

昭和六十年十二月鳥取県告示第千二百号中訂正

告 示

鳥取県告示第二百六十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による淀江宇田川地区第六工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十年十一月二十二日現在の地番による。)
大字西尾原字箕ヶ平	大字西尾原字箕ヶ平のうち四八八の一部以外の区域
大字西尾原字松尾口	大字西尾原字井手ノ下四三三の一、四三三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四二二、六三七、六五五、六五六と一体をなす国有地 大字西尾原字松尾口のうち四三四の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四三四の一から四三四の三まで、四三五の一、四四二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>大字西尾原字箕ヶ平四八八の一部 大字本宮字影平一六の一部、一七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字西尾原字井手ノ下のうち四三三の一、四三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四二二、六三七、六四九から六五三まで、六五五、六五六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字本宮字馬尾坂の全域 大字本宮字影平一五、一六の一部、一七の一部、一八、一九、二〇から二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字西尾原字松尾口四三四の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四三四の一から四三四の三まで、四三五の一、四四二の二と一体をなす国有地の一部 大字西尾原字井手ノ下四三三の一、四三三の二、六四九から六五三までと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字本宮字影平のうち一五、一六の一部、一七の一部、一八、一九、二〇から二二までの一部、二四の一部、二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本宮字下大森二七の一部、二九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字本宮字下大森 大字本宮字影平二四の一部、二六の一部 大字本宮字下大森のうち二七の一部、二九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本宮字大森五三、五四の一、五四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字本宮字大森</p>
<p>大字本宮字中ソ なす国有地以外の区域</p>	<p>大字本宮字大森六四の一部、六七の一部、六八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字本宮字中ソのうち七三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八四、八九と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字本宮字石田九一の一部、九三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字本宮字石田 大字本宮字中ソ七三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八四、八九と一体をなす国有地の一部 大字本宮字石田のうち九一の一部、九三の一部、一〇五の一部、一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本宮字四反田一二二の一部、一二二の一部、一二五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字本宮字四反田 大字本宮字四反田のうち一二二の一部、一二二の一部、一二四の一部、一二五の一部、一三二の一部、一三三から一三五まで、一三六の一部、一三七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本宮字石田一〇五の一部、一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字本宮字岩田 大字本宮字四反田一二四の一部、一二五の一部、一三二の一部、一三三内第一、一三三から一三五まで、一三六の一部、一三七及びこれらと一体をなす国有地 大字本宮字岩田のうち一五一の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本宮字餅田一五三の一部、一五四の一部</p>	<p>大字本宮字餅田</p>
<p>大字本宮字大森六四の一部、六七の一部、六八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字本宮字中ソのうち七三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八四、八九と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字本宮字石田九一の一部、九三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字本宮字中ソ七三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八四、八九と一体をなす国有地の一部 大字本宮字石田のうち九一の一部、九三の一部、一〇五の一部、一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本宮字四反田一二二の一部、一二二の一部、一二五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字本宮字石田 大字本宮字中ソ七三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八四、八九と一体をなす国有地の一部 大字本宮字石田のうち九一の一部、九三の一部、一〇五の一部、一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本宮字四反田一二二の一部、一二二の一部、一二五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字本宮字四反田 大字本宮字四反田のうち一二二の一部、一二二の一部、一二四の一部、一二五の一部、一三二の一部、一三三から一三五まで、一三六の一部、一三七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本宮字石田一〇五の一部、一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字本宮字岩田 大字本宮字四反田一二四の一部、一二五の一部、一三二の一部、一三三内第一、一三三から一三五まで、一三六の一部、一三七及びこれらと一体をなす国有地 大字本宮字岩田のうち一五一の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本宮字餅田一五三の一部、一五四の一部</p>	<p>大字本宮字餅田</p>

<p>大字本宮字畦高</p>	<p>一体をなす国有地 大字本宮字餅田のうち一五三の一部、一五四の一部、一六一の二の一部、一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本宮字畦高一六九の二の一部、一六九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字本宮字早稲田</p>	<p>大字本宮字早稲田一七九の一部、一八一の一部、一八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字本宮字畦高一七六の一部及びこれと一体をなす国有地 大字本宮字早稲田のうち一七九の一部、一八一の一部、一八二の二の一部、一九六の一部、一九八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本宮字森ヶ谷二〇五から二〇七までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字本宮字菅田谷四四四の一部</p>
<p>大字本宮字森ヶ谷</p>	<p>大字本宮字早稲田一九六の一部、一九八の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字本宮字森ヶ谷のうち二〇五から二〇七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本宮字出口二二八の二と一体をなす国有地の一部 大字本宮字田代ノ谷四四二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字本宮字菅田谷四四三の一部、四四四の一部</p>
<p>大字本宮字出口</p>	<p>大字本宮字出口のうち二二八の二と一体をなす国有地の一</p>

<p>大字本宮字田代ノ谷</p>	<p>部以外の区域 大字本宮字田代ノ谷のうち四四二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字本宮字菅田谷</p>	<p>大字本宮字菅田谷のうち四四三の一部、四四四の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第二百六十四号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

種別	種別	種別	種別	種別	種別
種別	種別	種別	種別	種別	種別
2233	雑誌その他 の刊行物	ライオンガーアリス 離れ鏡の味 陰摩羅め	FG- 5-F	表示された発 行所名	リス出版
2234	"	淫行書 IMITATION・VIRGIN	GC- ケC		リス出版
2235	"	EROS・UP 陰部丸出し貴婦人	EP- 5-F		クライナスラープロ
2236	"	愛欲過多 スラムシゴ	GC- ケD		Do企画

2237	"	妖精天国決刊6号	Y T 5 1 F	Do企画
2238	"	風気楼	G C ケ 2	童里夢社
2239	"	スクリーン 巨乳発情 巨乳性交	S K 5 1 F	童里夢社
2240	"	アップル通信 4月号	雑誌 0 1 5 5 9 1 4	三和出版株式会社
2241	"	オレソソ通信 4月号	雑誌 1 0 2 1 8 9 4	株式会社東京三 世社
2242	"	ライゾナート 8月創刊号	雑誌 1 9 1 1 7 1 8	株式会社ランソ 出版
2243	"	人妻愛のしずく	雑誌 1 0 1 5 8 8 4 1 5	辰巳出版 株式会社
2244	"	漫画ピラニア 4月号	雑誌 1 1 8 9 4 1 4	辰巳出版株式 会社
2245	"	漫画ユーホピア 4月号	雑誌 0 8 9 3 7 1 4	蝶屋出版 株式会社
2246	"	漫画アラザ 4月号	雑誌 1 0 7 8 1 3 4	株式会社蒼竜 社
2247	"	色盛りの妻たち	雑誌 0 3 6 2 2 1 4	株式会社大洋 書房
2248	"	ラブ&ラブ 4月号	雑誌 1 0 9 1 4 9 4	株式会社新 社

鳥取県告示第二百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る淀江宇田川地区第六工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規

定により告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業穴内地区農道整備）を昭和六十一年三月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十七号

日吉津村が行う土地改良事業に係る日吉津地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年三月二十六日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十八号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
八木第八二号	昭和六十年十二月二日	八頭郡家町大字市場二七三一	井上 守
米木第七一号	昭和六十一年一月六日	米子市両三柳六九一七	船越産業有限公司 代表取締役 船越 昇

鳥取県告示第二百六十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者の登録を取り消したので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録年月日及び番号	住所及び氏名	登録取消年月日
昭和六十年四月一日 鳥木第二号	気高郡青谷町大字蔵内一二六一四 田村松義	昭和六十一年一月十五日

鳥取県告示第二百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字長和瀬字下モ水無瀬九五一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡家町大字山志谷字下モ田三一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、三一〇の二から三一〇の五まで、大字麻生字志谷々七四五の一

〇（次の図に示す部分に限る。）、七四五の二九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百七十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二百四十九	松井 国興	東伯郡大栄町大字妻波二二一	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	松井 苗畑	東伯郡大栄町大字妻波

鳥取県告示第二百七十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
賀露加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第二百七十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所
淀江漁港管理者 鳥取県
鳥取県知事 西尾邑次
- 二 埋立ての免許の年月日及び番号
昭和四十九年七月十九日 鳥取県指令受河第百十三号
- 三 しゅん功認可の年月日
昭和六十一年三月二十五日
- 四 埋立区域
(一) 位置
西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一七及び同大字字新地畑六九〇
一五地先公有水面
(二) 面積
一、〇三一・四四平方メートル
- 五 関係図書の閲覧場所
淀江町役場

鳥取県告示第二百七十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに關する工事のしゅん功を認可したので、同條第二項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

御崎漁港管理者 鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十七年十月十九日 鳥取県指令受漁港第四十九号

三 しゅん功認可の年月日

昭和六十一年三月二十五日

四 埋立区域

(一) 位置

西伯郡中山町大字御崎字濱五九一地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び8の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 御崎漁港防波堤灯台（北緯三五度三一分四一秒東経一三三度三五分三六秒）から二五三度二〇分二一・七〇メートル

ルの地点

- 2の地点 1の地点から一二度二〇分四・七〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一〇七度一分二〇・一〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から六二度四一分九・一〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一〇二度三七分四〇・三〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一九二度二〇分〇・一五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一〇二度二〇分二・八〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一九二度二〇分八・五〇メートルの地点

(三) 面積

四九三・三九平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

中山町役場

鳥取県告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六條の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・三・二号米子中央線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・三・三号外港外江線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類		型 式	製造業者名
		スターベアW一五	株式会社ソフィア
		トリプルW一三	

昭和六十年十二月鳥取県告示第千二百号（保安施設地区の指定予定につ

正 誤

ぱちんこ遊技機											
ニューサンバ	マグナム	ストール	スーパージャイヤン	スーパータイガー	ファイター	シルバースター	ジャンプチャンス	F二	F一	ベガ	ザ・カジノ
株式会社三洋物産	株式会社大同		株式会社ニューギン		株式会社三共		奥村遊機株式会社				

いて）中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
 九 上 七 九二三二の六、二三 二三二の六、二三九

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】